

第 1 回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 会議録要旨

開催日時	平成 23 年 5 月 31 日（火）午後 2 時～3 時 5 分
開催場所	泉佐野市役所 4 階 庁議室
案件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の委嘱 ・ 会長、副会長の選任 ・ 案件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報告事案「泉佐野市における差別事象について」 (2) 「第 2 次 人ひとプラン」策定部会の設置について
委員出席者	松浪委員 藤里委員 立山委員 重信委員 深沢委員 中村委員 射手矢委員 右馬野委員 東谷委員 宇都宮委員 中西委員 神藤委員 山中委員 小笠原委員 中村委員 藤原委員
事務局出席者 （人権推進課）	勘六野人権推進担当理事 孝口課長 泉尾参事 辻課長代理 南主幹
傍聴人数	0 人

1 開会

2 市長挨拶

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、4月24日の選挙におきまして泉佐野市長に就任をさせていただきました千代松大耕でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。皆さまにおかれましては、本日はご多忙の折、泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また平素より皆様方におかれましては、泉佐野市におきます人権行政の推進、ならびに、行政運営に対しまして多大なるご尽力とご理解を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

本日は、任期満了に伴いまして、向こう2年間新たに委員としての委嘱をさせていただきますたくよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

皆様方もご存知のとおり泉佐野市におきましては、あらゆる人権問題を重要な行政課題と位置付けまして、1993年に制定されました「泉佐野市差別撤廃条例」また2004年に策定いたしました「泉佐野市人権行政基本方針」に基づきまして、あらゆる差別の解消、また人権尊重のまちづくりに現在もつとめているところでございます。

本審議会におきましては、泉佐野市におきまして人権行政を進めていく上で基本となるべく策定されました「泉佐野市人権行政基本方針」に対しましての答申をはじめ、「改訂 人ひとプラン」、また「泉佐野市犯罪被害者等支援に関する取組指針」と、そういった部分につきまして、皆様方におかれましては貴重なご意見を賜ってきたところでございます。

本年におきましては、「泉佐野市男女共同参画すいしん計画」の最終年度にあたりまして、来年度以降の策定が予定されているところでございますが、皆様方におかれましては引き続き貴重なご意見をたまわりたく、どうぞよろしくお願いを申し上げます。審議会開会にあたりまして冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 委員の委嘱（委員紹介）

【事務局】 （資料①に基づき、審議会規則について説明）

4 会長、副会長の選任

会長に神藤委員、副会長に立山委員を選任。

5 会長挨拶

○議事

【会 長】 それでは、早速ですが、案件に入りたいと思います。報告事案 「泉佐野市における差別事象について」事務局より報告をお願いします。

【事務局】 （資料②に基づき説明）

【会 長】 ただ今、昨年度の3件の差別事象について報告いただきました。お聞きになってなにかご質問ございませんか。ご意見とあわせてお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

【委 員】 1番目の事象は市報にだされたとのことですがけれども、2番目と3番目の事象については市報にはだされていないのでしょうか。

【事務局】 大阪府下でも問い合わせ事象が結構ありますので、具体的なものではありませんが、市報には載せております。一番最初の件については、多少具体的なこともいれて啓発の紙面にしました。

【会 長】 ほかにございませんか。

【会 長】 なければ私からちょっと要望ですけども。2点目3点目は、土地調査差別事件につながるといいますか、そういう内容かと思えます。1点目は身元調査。いずれも大阪府が身元調査についてはご存知のように1985年にいわゆる興探条例をつくって規制して、今年3月16日大阪府議会で土地調査差別についても規制するように一部改正されたようです。それが今年10月1日から施行されるそうです。それとの関連もありますんで、その大阪府の新しく入った規制条例の広報というんですか、そういうことも含めて、さらに市報等で広報していくべきだというふうに私は思うんですけれども。こういったことについては何回でも繰り返し繰り返し新しい正しい情報をいれていくほうがいいと思えますし、私自身も1回聞いただけでは忘れる。2回目3回目見るなかで確かなものにしていくというところもございますので。担当課の方はご苦労ですけども、よろしく願いしたいと思えます。要望です。

ほかに皆さんがた、どうでしょうか。

【会 長】 それでは、これらのことをふまえて、担当課のほうで努力いただくということでよろしく願いしたいと思えます。

それでは2つ目の案件に移りたいと思えます。「第2次 人ひとプラン策定部会の設置について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 今年度は、市長の挨拶にもありましたように、泉佐野市男女共同参画すいしん計画の計画最終年度となっており、現在次年度からのすいしん計画策定に向けお手元の資料③のように市民アンケート等準備しているところをございます。本来でしたら、委員の皆様方のご意見を頂戴しながら策定すべきところではありますが、このように委員の皆様方に何度もお集まりいただきますのはなかなか難しいと思われまますので、前回の策定時と同様に、審議会規則第8条に基づき、部会を設置していただきたいと考えており、ご承認いただきたく、ご提案させていただきます。

なお、部会に属する委員さんにつきましては、年齢層や男女の比率等のバランスを考慮して会長と相談して決めさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【会 長】 部会の設置についてただいま事務局から説明していただきましたが、この件についてご質問はございませんか。ご意見もあればあわせてどうぞ。

【委 員】 もちろんその部会の設置はいいと思うんですけど、この規則の「必要に応じて部会を置くことができる」の、その部会の数字というんですか

ね、その辺すべて大事なことがあって今回部会設置の提案があるわけですが、例えば今、会長がおっしゃられた大阪府の土地差別調査の条例があるということも含めて、それとあともうひとつは大阪府でいわゆる障害者雇用ナンバーワンということの条例（大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例）も設置されたと思うんです。今回人権の審議会ということで、泉佐野においては特に障害児の居場所の今の実態を、私が知りうる限りでは、かなり父兄にとっては負担になって、いま行き先がないということを含めて、よく耳にすることがあったり、それと、例えば、女性においても母子家庭のお母さんの雇用について、かなり困難な状態にあるという状況で、いろいろ雇用に関わっても依然すすんでいない実態があるように思います。特に大阪府ではそういういわゆる就職困難層といわれる層を、なるべく行政の発注する業務の中で、雇用でひろえないかという取組として、大阪府では総合評価一般競争入札制度という取組がもう約8年くらい、ちょっと年数はあれですけど。あらゆる差別をなくすというこの審議会において、ひとつの切り口として様々な困難をかかえている日常的に人権というところへんで、なかなか成立ができていない状況の方の、例えば雇用について部会を置いて今の実態がどうであるのか、泉佐野市として府が政治的にとりくんでいる総合評価一般競争入札制度なんかを導入できないのかということらへんの専門的に議論ができる場があればなあという思いで、当然「人ひとプラン」の部会設置についてはもちろん大賛成なんですけど、他の部会の設置について余裕があるのか幅があるのかその辺がわからないので、できましたらそのような議論ができるような部会もあわせて置いていただきたいなあというのが意見です。

【会 長】 ただいまお聞きのように、事務局より提案されました男女共同参画すいしん計画にともなう部会設置について賛同するとともに、他の大きな課題もあるのではないかと、たとえば雇用の関係で非常に困っておられる人たちがおる、そういうことについて検討協議していく、そういう部会が必要ではないか、というご意見だったと思うのですが。

事務局から提案された部分の部会について、先にしぼって、ご検討いただけたらと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。男女共同参画すいしん計画部会の設置についてこの審議会規則第8条にもとづいて部会を設置するというところで。

【委 員】 私、今日初めてなものですから、事務局に質問したいんですけれども、すでに部会があるのかどうか。はじめてですかね。

【事務局】 策定に関しては10年に1度の策定のスパンをとっておりますの

で、今回は策定完了をもちまして解散されております。現在はなしということですが。

【会 長】 次年度からの取り組みにむけて本年度最終年度ということで部会を設置して具体化したいと事務局からの提案でございます。よろしいでしょうか。

それでは確認のためにご賛同いただける方挙手をお願いできますか。

はいありがとうございます。全員ご賛同いただけたようでございます。

事務局のほうには部会を設置することについて承認されたと受け止めていただけたらと思います。

もう1件委員から提案ございました、部会であるとか新たにこんな課題もあるのではないか、雇用の問題等もあるのではないかという意見がありましたが、その辺については、事務局どうでしょうか。

【事務局】 今まで各部会をつくったことがないんですけれども、たしかに委員のおっしゃるとおり、障害者の雇用であるとか、母子家庭のお母さんの仕事、あるいは障害児の居場所、いろいろ緊急を要する課題がたくさん、今あると思います。ただその障害者の雇用をとりますと、大きくは人権というのがありますけれども、障害者という切り口もあれば、雇用、労働という切り口もあります。私ども以外に労働でそういった審議会があるのかあるいは福祉でそういった審議会があるのか、今わかりませんが、そのへんとも調整しながら検討したいなと考えております。

【会 長】 事務局として、お聞きのように他の担当部局との調整も必要ですので、一定時間をいただいて検討していただけたらと思います。ほか、みなさんがたのところで、部会を設置するならこんな課題をかかえている、本審議会として検討していくべきではないか、というようなことはございませんか。

【委 員】 例えば、先ほどの部会を設置するということですが、市長からの諮問というふうなことがあって、例えば障害者雇用の問題をここで審議してください、それでこういう要望にそって、そういうかたちで諮問された、それによって、当然部会をつくって検討する、その検討されたことが市長にたいしての答申というかたちでいくのか、ただ部会をつくって、10年たったということで、あらたに作成するということですが、どういうふうに反映していくのかがなければ、ただ部会つくって研究して、その中でこういうことができました、ただそれだけのものなのか、あるいは、市長に答申して、市長がいわゆる市議会に反映していくのか、

いわゆる市民全体のものになっていくのかどうかというか、その辺の見通しがわかりにくい。

【会 長】 おっしゃるように、当審議会は市長から諮問をうけて、それについて審議していくというのが本来のもんです。皆さんがた今日、新市長から委嘱をうけた初めての会合でございますし、それぞれの立場で人権問題について深い関心をお持ちのことと思いますし、こんな課題があるという思いがあれば事務局に受け止めていただいて、事務局と市長との話のなかで、それだったら市長は審議会に一度諮ってみようかというようなかたちでこっちにかえってくるのではないかと私は考えているんですけども。本来市長のほうから、「これどうや。考えてくれ。」と諮問がでてくれば、それをうけてこの審議会は成りたっていくということになると思うんですよ。市長から何も諮問がなければこの会は1つも開かれず、何もしないで2年間会議が開かれないままおわってしまうのか。それもまたあれですけど、やはりそのところは事務局が中間のパイプ役になってもらう、私たちの意向、市民の代表の方々も入っていらっしゃいますから、そのことを市長に伝えてもらうというんですか、そういうパイプ役を事務局が持っていたら、市長と協議のうえ、市長のほうから諮問いただくことがあれば、こちらの審議会としてうけて、ということになるかと思うんですけど、事務局どうですか。

【事務局】 原則的に言うと、おっしゃるとおり諮問をうけてという形ですけども、委員さんこれだけいらっしゃるんですから、委員さんのなかで、こういう疑問とか課題があったら、事務局が受け止めて、市長と協議させていただきたいと思います。

【会 長】 せっかくの機会ですんで、委員さんからの提案にありましたように、役所の部局内での取り組みを、調整をお図りいただく、また市長とそのへん協議していただくというふうな作業をすすめていただければと思います。

ほかにございませんか。なければ今日の審議会は予定していた分についてこれで終わります。